

計画等の案の概要

| | | | |
|--|--|-----------------|----------------------------|
| 名 称 | 静岡県茶業振興計画 | | |
| 公表するもの | 静岡県茶業振興計画（案） | | |
| 県民意見の募集 | 有 | 有の場合は その募集期間 | 令和8年2月27日（金）～ 令和8年3月20日（金） |
| | 無 | | |
| 担当課等名 | 経済産業部農業局お茶振興課 | 電話番号 | 054-221-2684 |
| 総合計画における位置づけ | I 未来を創る力 1 産業 4 農林水産業の競争力強化と人材の確保・育成 (1) 持続可能な農業の推進 | | |
| 審議会等の名称 | — | | |
| <p>1 趣旨</p> <p>「お茶の振興に関する法律」第3条に基づき、本県における茶業及びお茶の文化の振興に関する計画を策定するものです。また、当計画は、「静岡県茶業振興条例」第6条に基づく、茶業の振興のための総合的な施策を策定するものに位置付けられます。</p> <p>このたび、計画案がまとまりましたので、県民の皆様から広く御意見を募集します。</p> | | | |
| <p>2 骨子</p> <p>(1) 策定の根拠及び計画の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お茶の振興に関する法律」（平成23年法律第21号）第3条に基づく計画 ・「静岡県茶業振興条例」（平成31年3月26日条例第48号）第6条に基づく計画 ・「総合計画」、「食と農の振興計画」を上位計画とする茶業振興のための具体的な取組指針 <p>(2) 計画期間</p> <p>令和7年度から令和10年度までの4年間</p> <p>(3) 基本方針</p> <p>課題を踏まえた実践的な施策展開とし、施策の重点化を図り、目指す方向性を明確に示す。</p> <p>(4) 計画目標</p> <p>本県茶業の目指す姿を「静岡茶の本来価値を発信し、世界で愛され、稼げる茶業へ～世界から選ばれる静岡茶を目指して～（仮）」とし、茶業関係者のみならず、多様な人々との協働により、本県茶業の発展を目指す。</p> <p>(5) 施策の方向性</p> <p>I 茶業の構造改革による生産力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要に対応した生産への転換による「稼げる茶業」の構築 ・オープンイノベーションによる新たな価値の創造 <p>II 輸出拡大と供給力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出需要に対応した生産拡大 ・海外市場の開拓の推進 <p>III 静岡茶のブランド構築と文化の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界に通用する静岡茶ブランドの構築による競争力強化 ・お茶の文化の振興と理解の増進 | | | |